

三条北ロータリークラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブの会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、三条北ロータリークラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。
三条市全域。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。
具体的には、次の各項を奨励することにある

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること

*国際ロータリー細則は、R Iに加盟したロータリークラブが所定の標準ロータリークラブ定款を採択することと規定している。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道德的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定又は要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月2回、例会を行わなければならない。

第8条 会合

第1節 例会 [本節の規定への例外は第7条を参照]

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第3節 理事会の会合

理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定又は要件は、本定款の上記の節の規定又は要件に優先するものとする。

第10条 会員身分

[本条の第2節及び4～8節への例外は第9条を参照]

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良さ、高潔さリーダーシップを身を以て示し、職業上、および（又は）地域社会で良い世評を受けており、地域社会及び（又は）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員

R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員

衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてR I から加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、正会員で有ると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

第6節 名誉会員

本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第11条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつ、また一般世間がそのように認めている事業又は専門職種を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。

このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職

務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第12条 出席

[本条の規定への例外は第7条を参照]

第1節 一般規定

各会員は本クラブのクラブ例会に出席、あるいは細則に定められている場合は衛星クラブに出席し、本クラブの奉仕プロジェクト及びその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会の少なくとも60パーセントに直接又はオンラインの繋がりをを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するかまたはクラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、又は次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の同年度内。本クラブ例会の定例の時の同年度以内に

- (1) 他のロータリークラブまたは穂尚ロータリークラブの衛星クラブ又は仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること、または、
- (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て召集されたR I 元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て召集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、R I 委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、R I 理事会指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他 クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または
- (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

(b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a)項(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) R I の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (5) メイクアップすることできないような僻遠の地で、地区、R I、またはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ積極的に従事している場合。
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブ

の出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子供の誕生、養子縁組、又は里親となることにより12ヶ月間を超えて欠席となる場合は理事会が改めて当初の12ヶ月の後に更に一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第4節 RI 役員の欠席

会員が現役のRI役員又は現役のRI役員の配偶者/パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録

本条3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第13条 理事及び役員および委員会

第1節 管理主体

本クラブ管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第15条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

本クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また会場監督(SAA)も役員であるが、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとする事ができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 役員の選挙

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

- (b)会長の任期。会長は細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前2年6ヶ月以上3年以内に、選挙されるものとし、選挙された時点から会長デジグネートを務めるものとする。会長デジグネートは、会長として就任する前々年度の7月1日に会長ノミニーの職名が与えられ前の年度の7月1日に会長エレクトの職名が与えられるものとする。会長は7月1日に就任し、1年間その職務に当たるものとする。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を1年に限り延長するものとする。
- (c)資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣できなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。この様なことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式な手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 本クラブの衛星クラブの運営（略：手続要覧参照）

第7節 委員会 本クラブは次の委員会を有すべきである。

- ・クラブ管理運営
- ・会員増強
- ・公共イメージ
- ・ロータリー財団
- ・奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第14条 会費

全ての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第15条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a)会員資格条件。会員が会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、
- (1)理事会は会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合同会員は引き続きクラブ会員たる全ての条件を満たしていることが前提である。
 - (2)理事会は本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b)再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は同じまたは別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、またはその他の職業分類の下に、新たに入会申し込みをすることができる。

- (c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長する事ができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払

- (a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。
- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 終結—欠席〔本条の規定への例外は第7条を参照〕

- (a) 出席率。会員は、
- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会又は衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクト及び他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。又は、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
- (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席、又はクラブのプロジェクト及びその他の行事や活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されものとする）。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。
- (b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下回らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第10条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

第6節 会員身分の終結に提訴、調停又は仲裁を求める権利

- (a) 通知。幹事は理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意志のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合は、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続きは第19条に規定された通りであ

- る。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要求することはできない。
 - (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された 決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束ものとなり、提訴することはできない。
 - (f) 調停の失敗。調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長又は幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失

いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留

本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員として相応しくない振る舞い、またはクラブに害をもたらすような振る舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間（但し90日以内）と追加条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第15条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する。または調停や仲裁を求める事ができる。一保留期間中、当該会員は出席義務を免除されるものとする。理事会は一時保留期間が過ぎる前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きをとるか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第16条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な主題

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかるわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはい

かなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

(a)決議及び見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動をおこしてはならない。

(b)嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第17条 ロータリーの雑誌

第1節 購読義務

R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、期間雑誌または理事会が承認し、そのクラブに指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第2節 購読料

購読料は、クラブがその前払い金を各会員から徴収し、R I の事務局またはR I 理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第18条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の文章を受け取ったかどうかに関わらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第19条 仲裁および調停

第1節 意見の相反

理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、この様な場合の為に規定されている手続きによってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停又は仲裁の期限

調停又は仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停又は仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停

このような調停の手続きは、国もしくは洲に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替えの争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた、専門職団体によって推薦されたものであるか、またはR I 理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみを指定することが出来る。クラブは適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請することができる。

- (a)調停の結果。調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、更に調停を要請することができる。
- (b)調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 仲裁

仲裁が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることができる。

第5節 仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第20条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によって単位管理区域が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正することができる。

第21条 解釈の仕方

「郵便」「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第22条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第4条の改正

定款の第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告がこれを議する例会の少なくとも21日前に、各会員及びガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

ガバナーは提出された改正案に関してR I 理事会に意見を提供することができる。

1998年規定審議会にて一部改正

2001年規定審議会にて一部改正

2006年7月18日一部改訂

2007年規定審議会にて一部改正

2010年規定審議会にて一部改

正
2013 年規定審議会にて一部改正
正
2016 年規定審議会にて一部改正
正
2019 年規定審議会にて一部改正
正
2022 年規定審議会にて一部改正
正
2023 年 12 月 12 日一部改訂

三条北ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの習慣を定めるものである。
本文書に記載された細則は、推奨されている。クラブの習慣を反映させて適宜変更を加え、R I 定款、R I 細則、標準ロータリークラブ定款（認められた部分を除く）、ロータリー章典と矛盾していないことを確認のこと。

第 1 条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理 事：本クラブの理事会メンバー
3. 会 員：名誉会員以外の本クラブの会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1。クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7 月 1 日に始まる 12 カ月間

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は理事会とする。理事会は、会長・会長エレクト・副会長・幹事・会場監督・会計・直前会長の役員に、若干名の理事を加え構成される。

第 3 条 理事・役員の指名選出

第 1 節

- (1) 役員（次年度会長ノミニー及び次年度副会長、幹事、会場監督、会計及び若干名の理事）を選出すべき年次総会の 2 ヶ月以上前の例会に於いて、現会長はクラブ会員に対し、次年度会長ノミニーを指名することを求めると同時に、立候補の呼びかけをしなければならない。
立候補の有効期限はその例会より 2 週間以内とする。
- (2) 期間内に複数の立候補があった場合は、12 月第 1 例会時の年次総会（以下総会という）

に於いて全会員による選挙を行い、出席会員の過半数を得た候補者が次年度会長ノミニーに選出されるものとする。

- (3) 立候補者のいずれもが過半数に達しなかった時は、上位 2 名による再度の投票を行い過半数を獲得した候補者が選出されるものとする。
- (4) 選挙方法については、会長が選挙管理委員会を設置し、その都度決定するものとする。
- (5) 立候補者が 1 名の時はその候補者が理事会並びに総会の承認を経て次年度会長ノミニーに選出されるものとする。
- (6) 立候補者がなかった場合、会長はすみやかに指名委員会（歴代会長会）を召集し、指名委員会は全クラブ会員の中より 1 名の候補者を理事会に推薦するものとする。
- (7) 指名委員会の議決は出席委員の全会一致をもって決定する。
- (8) 指名委員会より理事会に推薦され、理事会の承認を得た候補者は 1 2 月総会でクラブ会員の承認を得たうえ、翌年の 7 月 1 日をもって会長ノミニーに就任するものとする。
- (9) 指名委員会は会長が必要と認めた場合、オブザーバーとして指名委員会構成メンバー（歴代会長）以外の人の出席を求めることができる。

第 2 節

総会の承認を得た次年度会長ノミニーは、当該年度の幹事を速やかに決めなければならない。
なお、次年度会長ノミニーによって選任された幹事は、幹事に就任する前年の 7 月 1 日付を以て副幹事に就任するものとする。

第 3 節

会長エレクトは次年度会長ノミニーを選出する総会において、自らが会長となる年度の副会長、幹事、会場監督、会計、及び若干名の理事を指名し承認を得なければならない。
但し、副会長は会長経験者とする（直前会長を除く）

第 4 節

各役職の任期は 1 年とする

第 4 条 役員の任務

第 1 節 会 長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第 2 節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、及び会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって直前会長の任務とする。

第 3 節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務および会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第 4 節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会において議長を務めその他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第 5 節 理事

クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第 6 節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を保管整理し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分担金及び半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例分担金を記載した毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日現在の半期報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後 1 5 日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席

報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行う事をもって幹事の任務とする。

第7節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

注：別に会計監査を設置するが、会計監査は役員、理事には含めない。

第8節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第5条 クラブの管理主体

第1節

- (1) 本クラブの管理主体は本細則第3条第1節に基づいて選出された理事会とする。
- (2) 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。
- (3) 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第6条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は火曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

注：標準ロータリー・クラブ定款第4条第2節は、“本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない”と規定している。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月開催される。臨時理事会は会長が必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要請により、会長によって召集され、開催に当たっては然るべき通知を行う。

第5節

理事会のメンバーの過半数を以て理事会の定足数とする。

第7条 入会金及び会費

第1節

入会手続き終了後、速やかにクラブにより設定された入会金¥20,000を納入するものとする。

第2節

会費は年額¥250,000とする。毎年2回7月及び1月の指定された期日までに納入すべきものとする。

クラブ年会費には、R I 人頭分担金、「The Rotarian」誌、ロータリー地域雑誌（ロータリーの友）の購読料、地区賦課金、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金で構成される。

注：ロータリアン誌の購読料は年額米貨24ドルとする。

注：周年積立金（年額¥10,000）として年会費と同時に納入する。

第8条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行なう。ただし、役員及び理事の選挙はその例外となる。理事会は、特定の決議を口頭ではなく投票により処理することを決定する事が出来る。

第9条 委員会

第1節

クラブの委員会はクラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。

(A) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

青少年奉仕委員会

(B) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(C) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会はそれぞれ会長が理事の中から任命する委員長およびすくなくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(D) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(E) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

第2節 クラブ奉仕委員会

(A) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(B) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

(C) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

出席委員会

クラブ会報・雑誌・広報・資料委員会

親睦活動委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

職業分類委員会

ロータリー情報委員会

- (D) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するか又は1名または数名の委員を2ヵ年の任期を任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設ける事が望ましい。
- (E) ロータリー情報委員会は、会長経験者3名の委員をもって構成されるものとし、毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次のごとく行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。他にパストガバナーは可能な限り、所属して貰う。

第3節 社会奉仕委員会

- (A) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会長が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責任を遂行するうに役立つ指導者と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員長の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

- (A) 出席委員会はすべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブ例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知し、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに務めるものとする。
- (B) 職業分類委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (C) クラブ会報委員会はクラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。
- (D) 親睦活動委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (E) 雑誌委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し；雑誌月間を主催し；クラブ例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し；新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し；ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい；ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り；その他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。
- (F) 会員選考委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的的確性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (G) 会員増強委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

- (H) プログラム委員会は、本クラブ例会及び臨時の会合の為のプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (I) 広報委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。
- (J) ロータリー情報委員会は、(1) 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2) 会員、特に新会員に会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4) 会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各委員会それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第5節 青少年奉仕委員会

青少年の基本的ニーズ（健康・教育・自己啓発）を支援するプロジェクトに着手し、青少年の為のR I 常設プログラムを支援するための計画立案、実行する。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月超えない限り本クラブの例会出席を免除される。

注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準クラブ定款第12条第3節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

第3節 出席規定の免除

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢が65歳以上で年齢との合計が85年以上であり、一つ又は複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第12条 財務

第1節

各会計年度の開始に先立ち理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第2節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される金融機関に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節

すべての勘定書は会計もしくは権限をもつ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第4節

クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布されなければならない。

第5節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とR I 公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節 正会員

- (1) 推薦は本クラブの正会員、または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は書面をもって、本クラブ幹事を通じて理事会に提出されるものとする。
移籍する会員又は他クラブに属していた元会員は元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は本条に別段の規定のある場合を除き、漏らしてはならない。
- (2) クラブ幹事は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格条件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請すると同時に、会員選考委員会に対し当該候補者の資格条件を人格、職業及び社会的地位、並びに一般的適正の見地から調査し、理事会に報告するよう要請するものとする。
但し、転勤等で同一企業内の会員資格変更の場合は職業分類委員会での資格条件の審査を免除する
- (3) 理事会は、職業分類委員会および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認（出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合）を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知すると同時にクラブ全会員に対し当該会員候補者の入会の可否を諮らなければならない。
- (4) 会員候補者のクラブ全会員への周知は、例会において当該会員候補者の氏名及び経歴を所定の書面を以て行い（欠席者に対しては書面を送付して可否を問うこととする。）候補者の氏名の発表後10日間の猶予を経て、理事会がクラブ会員の誰からも理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合のみ、推薦者はロータリー情報委員会若しくは会長、幹事とともに会員候補者に対し、ロータリーの目的会員の特典と義務等について説明し、会員候補者の本人の入会の意志を確認するものとする。（会員として入会の承認が得られるまでは、本人及び外部に事前に漏らしてはならない。）
- (5) クラブ会員により理事会に対し書面による異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例または臨時の理事会に於いてこれを審議し会員候補者の入会について全会員一致をみるよ

- う調停をおこなうものとする。
- (6) 入会の意志を確認した会員候補者は本細則第5条に定める入会金及び年会費を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。

第2節 名誉会員

名誉会員に推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもっておこなわれるものとする。但し候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節にさだめられている段階のうち、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投じる反対票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。

注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えてクラブは正会員、または名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但しこの場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。

第14条 決議

本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言
来訪ロータリアンの紹介
来信および来信事項
委員会報告（ある場合）
審議未終了議事
新規議事
スピーチその他のプログラム
閉会

第16条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行なうこと。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款およびR I 定款、R I 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

1986年12月30日施行
1989年12月5日改定
1992年12月3日改定
1995年12月改定
1999年12月改定
2001年12月改定
2006年7月18日改定
2010年規定審議会にて一部改正
2013年規定審議会にて一部改正
2013年12月改定
2016年12月改定
2016年規定審議会にて一部改正

2017 年 12 月改定
2018 年 1 月改定
2018 年 12 月改定
2019 年規定審議会にて一部改正
2019 年 12 月改定
2020 年 12 月改定
2023 年 12 月改定
2024 年 12 月改定

三条北ロータリークラブ 慶弔規定

第 1 条 慶事

第 1 節（結婚記念日）

会員の結婚記念日をお祝いして、毎月第 1 例会にその月の該当者に、記念品を贈呈する。

第 2 節（100%出席）

年度内出席率 100%の会員に記念品を贈呈する。

第 3 節（結婚式）

会員および会員の 1 親等（親・子）の親族が結婚する場合祝電を贈る。
結婚式に会長及びその代理人が出席する場合祝儀として 2 万円を贈る。
（会長及びその代理人が出席する場合は 1 人 2 万円）

第 4 節（その他の慶事）

会員に叙勲・受賞および事業所の落成等の慶事があり、会長及びその代理人が出席する場合、祝電と祝儀として 1 万円を贈る。

第 2 条 不幸事

第 1 節（死亡）

- （イ）会員死亡の場合、香典 3 万円を供え、弔電及び生花一基を贈る。
弔事を全会員に連絡する。
 - （ロ）会員の配偶者及び 1 親等（親・子）の親族の場合、香典 2 万を供え弔電及び生花一基を贈る。弔事は理事役員に連絡する。
 - （ハ）会員同居の 2 親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）の親族の場合、香典 1 万円を供える。
弔事は理事役員に連絡する。
 - （ニ）市内他クラブ会員死亡の場合、弔電を贈る。
- 付則：上記のいずれの場合も会長及び幹事がお斎に付く場合、香典は 6 万円とする。
（会長のみの場合 3 万円）

第 2 節（見舞い）

会員の 1 週間以上の入院もしくは、それ以上相当の期間の療養を必要とする場合見舞い金 1 万円を贈る。

第3節（災害）

会員罹災の場合は、その状況に応じて、会長の判断で見舞いを行い理事会へ報告する。

第3条 その他の慶弔

その他の慶弔については、会長の発議により理事会の承認を得てこれを行うことができる。

第4条 適用

本慶弔規定は本人又は、本人の家族及び他の会員より申し出があり、クラブが知り得た場合にかぎり適用する。但し、本人より辞退の申し出があった場合は適用しない。

第5条 改廃

この規定は昭和62年1月1日より施行し、規定の改正は総会に於いて行う。

1989年12月5日改定	1991年12月改定
2000年12月5日改定	2006年1月31日改定
2011年12月6日改定	2013年12月3日改定